わんディズ・にゃんディズ

ペット医療費用保険

重要事項説明書

本書は、ご契約に際し特にご確認いただきたい重要な事項(「契約概要」「注意喚起情報」)を記載したものです。内容を十分ご理解のうえ、お申込みいただくようお願いします。

アイコンの説明 契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項 主意喚起情報 ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

	E) 次	
1. ご契約前にご確認いただきたいこ	٠ ع		······ P2∼5
■ 商品の仕組み		2 補償内容	
3 保険料の決定の仕組みと払込方法等		4 満期返戻金・契約者配当金	
2. 契約時におけるご注意事項	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		P6
告知義務		2 クーリングオフ制度(お申込みの撤回等について)	
3. 契約後におけるご注意事項	•••••		P7
連絡先の変更にかかる通知等		2 解除・失効と返還保険料	
3 契約内容の変更			
4. その他ご留意いただきたいこと	•••••		····· P8∼10
自動継続について		2 保険金の請求について	
3 保険金をお支払いする時期について		4 「Web保険証」の発行について	
5 保険料控除		6 少額短期保険業者が経営破綻した場合の取扱い	
7 保険期間中の保険料の増額または保険金の削減	或 >	8 少額短期保険業者について	
9 個人情報の取り扱いについて		10 ご相談・苦情に関するお問合せ窓口	
11 支払時情報交換制度		12 指定紛争解決機関	

本書はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは「ペット医療費用保険普通保険約款・特約」でご確認ください。また、ご不明な点や約款を参照される場合は、当社ホームページをご覧いただくかお問合せメールおよびお客さまご相談窓口までお問い合わせ願います。



リトルファミリー 少額短期保険株式会社

1. ご契約前にご確認いただきたいこと

商品の仕組み

この保険は、保険の対象となる家庭で飼養されているどうぶつ*¹が、ケガ・病気*²によって診療を受けたことにより、被保険者が負担された診療費に対して保険金をお支払いします。

契約概要

- * 1 どうぶつとは、約款上の「家庭どうぶつ」のことを指し、以下同様とします。
- *2 ケガ・病気とは、約款上の「傷害または疾病」のことを指します。

2 補償内容 注意喚起情報

🕕 保険金をお支払いする場合

被保険者が負担された通院・入院および手術*の診療費が、以下の両方にあてはまる場合は、その診療費に対して補償割合を乗じた金額を保険金としてお支払いします。

- (ア)ご契約のどうぶつがケガ・病気を被ったことによる診療費であること
- (イ)保険期間中、かつ、日本国内での診療による診療費であること 支払われる保険金の計算方法は「③引受条件」をご確認ください。
- * 各診療の形態について

通 院	診療が必要な場合に、どうぶつを動物病院に通わせ、診療を受けることをいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、どうぶつを動物病院内にて、常に獣医師の管理下に おいて治療に専念させることをいいます。
手 術	・診療を目的とし、器具および全身麻酔を用いて、患部または必要部位に切除、切開等を行うことをいいます。(縫合のみの場合は含みません。)・整形外科疾患の非観血処置および食道、胃等における異物除去目的のための内視鏡を用いた処置も含むものとします。

② 保険金をお支払いできない主な場合

この保険では次に掲げる事由によって生じたケガ・病気等に対しては、保険金をお支払いしません。 詳しくは、「ペット医療費用保険普通保険約款・特約」をご確認ください。

既往症・	・保険期間が始まる前から被っていた傷病	
先天性異常 等	・保険期間が始まる前に既に獣医師の診断により発見されていた先天性異常	
ワクチン等により 予防できる病気	・犬パルボウイルス感染症 ・犬パラインフルエンザ感染症 ・犬に染性肝炎 ・犬アデノウイルス2型感染症 ・犬スコロナウイルス感染症 ・犬ロフトスピラ感染症 ・猫八白血球減少症 ・猫カリシウイルス感染症 ・猫ウイルス性鼻気管炎 ・猫白血病ウイルス感染症 ・猫ウイルス性鼻気管炎 ・猫白血病ウイルス感染症 ※疾病の発症日がその予防措置の有効期間内であった場合および獣医師の判断により予防措置を講じることができなかったと認められる場合を除きます。	
予防に	・予防目的の際の初診料、再診料 等	
関する費用 等	・予防のためのワクチン接種費用 等	
歯科治療および 口腔外科治療	※傷害の治療を目的とする場合を除きます。	

傷病にあたらない もの	 ・予防目的の際の初診料、再診料等・正常な妊娠・出産、交配、早産、帝王切開、流産、人工流産ならびにそれらによって生じた症状および傷病 ・去勢、避妊、乳歯遺残、停留睾丸、臍ヘルニア、そけいヘルニア、爪切り(狼爪の除去を含みます。)、耳掃除、肛門腺しぼり、断耳、断尾および美容整形のための処置 ※他の傷病の治療の手段としてこれらの処置またはこれらに対しての処置を行った場合を除きます。
検査・ 代替医療 等	・健康体に行われる検査、健康診断等 ・中国医学(鍼灸を除きます。)、インド医学、ハーブ療法、アロマセラピー、ホメオパシー、温泉療法 および酸素療法 等の代替医療
健康食品· 医薬部外品 等	・入院中の食餌に該当しない食物および療法食 等 ・獣医師が処方する医薬品以外のもの(サプリメント等の健康補助食品、医薬 品指定のない漢方薬、医薬部外品 等)
治療費以外の 費用 等	・シャンプー剤(薬用および医薬品を含みます。)、イヤークリーナー ※治療の一環として動物病院内で使用されるものを除きます。 ・時間外診療費および往診料等の診察加算料(初診料、再診料等の基本診察料に加算される費用)、ペットホテルまたは預かり料、散歩料、文書料、動物病院へ行かず薬剤のみ配達される配達料およびこれらと同種の費用 ・安楽死、遺体処置および解剖検査・マイクロチップの埋込費用
自然災害によるもの	・地震または噴火、これらによる津波によって被った傷病
保険契約者・ 被保険者の 行為によるもの	・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって被った傷病 等

③ 主な特約とその概要 契約概要

主な特約と概要は以下のとおりです。

(特約の詳細および記載のない特約については、「ペット医療費用保険普通保険約款・特約」等をご確認ください)

・クレジットカード払特約 保険料をクレジットカードにより払い込む場合に自動的に適用されます。

4 補償の重複 注意喚起情報

被保険者が、既に同一のペットを対象とする他の同種の保険商品をご契約されている場合には、補償範囲が重複することがあります。その場合、実際の診療費・損害賠償額(100%)を超えて保険金のお支払いを受けることはできません。補償内容等をよくご確認した上でお申込みください。

⑤ 補償プラン (補償割合)の設定 契約概要

ご契約いただいた補償プランはマイページ等にてご確認ください。

	年間通算支払限度額		
	通 院	入 院	手 術
70%プラン 補償割合:70%	30万円	60万円	30万円
50%プラン 補償割合:50%	30万⊞	60万⊞	30万円

🕜 被保険者の範囲 📉 契約概要

主にペットの飼い主の方で、補償を受けられる1~4の方(保険金を請求できる方)をいいます。

1	記名被保険者(ご契約者さま)
2	記名被保険者の配偶者*1
3	記名被保険者またはその配偶者と生計を共にする同居の親族*2
4	記名被保険者またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚*3の子

- ★1事実上婚姻関係のある夫または妻(内縁)を含みます。
- ★26親等内の血族、3親等内の姻族をいいます。
- **★**3 未婚とはこれまで婚姻歴のないことをいいます。
- 7 保険期間および補償の開始・終了時期 📉 契約概要 注意喚起情報
 - (ア)保険期間

当商品の保険期間は1年です。

- (イ)補償開始の時期(補償開始日)
 - お客さまがご選択された日(申込日から30日後~60日後の範囲内)の午前0時より開始します。 ※当社の審査ならびにクレジットカードの決済が完了していることが条件となります。
- (ウ)補償終了の時期(満期日)

保険期間の最終日の午後12時をもって補償は終了します。

8 引受条件など 契約概要

- (ア)保険の対象となるペットが、コンパニオンアニマル (愛がん動物または伴侶動物) として飼育される 犬*または猫であること。
 - * 身体障害者補助犬法 (平成14年法律第 49号)に定める盲導犬、介助犬および聴導犬を含み、事業を目的に飼育または販売される犬または猫、興行用の犬または猫、闘犬、賭犬および猟犬は含みません。
- (イ)補償開始日時点におけるペット年齢が生後30日以上満9歳未満であること。
- (ウ)保険契約者が、日本国内に在住の個人であること。
 - ・告知内容により、お引受けできない場合や、特定の病気や体の部位については補償しないといった条件でのお引受けとなる場合があります。
 - ・既に当該ペットが他のペット保険に加入している場合は、当商品にお申込みできない場合があります。
 - ・保険契約者が18歳未満の場合はお申込みできません。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

● 保険料決定の仕組み 契約概要

保険料は、補償プラン、対象ペットの品種・年齢・体重等により決定します。

実際の保険料は、保険証券等をご確認ください。なお、継続契約の保険料は、継続前に当社よりご案内いたします。また、(0-2歳、3-5歳、6-8歳、9-11歳、12-14歳、15-17歳)。18歳以上は同一保険料になります。



商品改定等により保険料が変更になる場合があります。その際は別途お知らせいたします。

② 保険料の払込方法・回数 契約概要 注意喚起情報 保険料の払込方法は、「クレジットカード払い」のみとなります。また、保険料の払込回数は、毎月払い込む 「月払」のみとなります。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報 払込期日の属する月の翌々月の応当日までを保険料払込猶予期間となります。払込猶予期間を過ぎても 保険料の払込みがなかった場合には、保険契約は解除または失効となります。



・払込猶予期間中の保険金請求については、未払込みの保険料を払込みいただいた場合は保険金を 全額お支払いいたします。

また、お客さまおよび被保険者さまからお申し出いただいた場合には、保険金支払予定額から未払込保険料を差し引いてお支払いいたします。

本期返戻金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

2. 契約時におけるご注意事項

申込書に記載の保険契約者または記名被保険者となる方は、保険契約締結の際、当社が告知を求めた事項(告知事項)について事実を正確に告知する義務(告知義務)があります。

告知事項について記載がない場合や、記載内容が事実と異なる場合には、告知義務違反として保険契約を解除させていただくことや、保険金が支払われないことがありますのでご注意ください。

主な告知事項

- ・対象ペットの情報
- ・対象ペットの過去および現在のケガ、病気などの健康状態
- ・他のペット保険の加入の有無



対象ペットの過去および現在のケガ・病気などの健康状態についての告知事項については、申込時に正確にご回答ください。なお、告知いただいた内容についての確認のため、当社よりご連絡させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

2 クーリングオフ制度(お申込みの撤回等について)

注意喚起情報

この保険は保険期間が1年以下であるため、ご契約の申込み後に、お申込の撤回または契約の解除(クーリング・オフ)を行うことはできません。

3. 契約後におけるご注意事項

連絡先の変更にかかる通知等

注意喚起情報

保険契約者の住所または連絡先が変更になったなど、保険証券等記載事項に変更があった場合は、インターネット上のマイページにて変更のお手続きをお願いいたします。

2 解除・失効と返還保険料

注意喚起情報

保険契約を解約(保険契約者の申し出により、保険期間の途中で保険契約を解除すること)される場合や、 対象ペットが死亡した場合(失効)にも、インターネット上のマイページにてお手続きが必要となります。

● 保険契約を解約する場合

解約日は解約手続きを行った日の、次に到来する始期応当日*の前日となります。

★ 始期応当日とは、ご契約後の保険期間中に迎える毎月の補償開始日に応当する日(同じ日)のことです。



既経過期間に対応する保険料のうち未払込みの保険料がある場合は、請求いたします。

2 対象ペットが死亡した場合

対象ペットが死亡した場合、保険契約は失効となります。この場合、領収した保険料より未経過期間に 対応する保険料を月単位で計算した額を、所定のお手続き完了後に返還いたします。

③ 重大事由による解除

保険契約者または被保険者が次のいずれかに該当する場合などについては、保険契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- (ア) 当社に保険金を支払わせることを目的として対象ペットに傷病を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- (イ)保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- (ウ)暴力団関係者、その他の反社会的勢力等に該当すると認められたこと。
- (x)上記のほか、(y) \sim (y) と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

3 契約内容の変更

注意喚起情報

保険期間中に補償プランの変更はできません。

4. その他ご留意いただきたいこと

自動継続について

契約概要

注意喚起情報

当商品は、すべてのご契約に自動継続が適用されます。継続を希望されない場合(満期解約)は、解約のお手続きが必要となりますので、当社より満期日の属する月の2か月前までにお送りする「継続案内」に従ってお手続きをしてください。

A

- ・自動継続できない場合や、商品改定等により保険料、補償内容等が変更となる場合があります。その際は別途お知らせいたします。
- ・(0-2歳、3-5歳、6-8歳、9-11歳、12-14歳、15-17歳)。18歳以上は同一保険料になります。

2 保険金の請求について

契約概要

注意喚起情報

当社へ保険金を請求する際は、保険金の請求に必要な書類を診療日(入院の場合は退院日)から30日以内にご提出ください。

3 保険金をお支払いする時期について

契約概要

注意喚起情報

保険金の請求手続きに必要な書類等のすべてを当社が受理した日から、その日を含めて30日以内に保険金をお支払いいたします。ただし、特別な調査・照会等が必要となる場合は、「ペット医療費用保険普通保険約款・特約」で別途定める日数を経過する日までに保険金をお支払いします。

4 「Web保険証」の発行について

注意喚起情報

保険契約の締結時の書面として、マイページにて「Web保険証」を発行し、閲覧ができます。

5 保険料控除

注意喚起情報

当商品は、保険料控除の対象になりませんのでご注意ください。

6 少額短期保険業者が経営破綻した場合の取扱い

注意喚起情報

当社は少額短期保険業者であり、保険契約者保護機構による資金援助等の適用はありません。また、この保険契約は、保険契約者保護機構への移転等の補償対象契約に該当しません。

7 保険期間中の保険料の増額または保険金の削減

注意喚起情報

保険契約の計算基礎に著しく影響を及ぼす状況変更が発生したときは、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。また、想定外の事象発生により、当社の収支に著しい影響を及ぼす状況変更が生じた場合は、保険金を削減して支払うことがあります。

当社は保険業法に定める「少額短期保険業者」です。少額短期保険業者が引き受けることのできる保険契約については、次のような制限があります。

- ① 損害保険分野については、保険期間2年以内、保険金額1,000万円以下となります。 なお、このペット保険は保険期間1年です。
- ② 保険金額は同一の被保険者についてお引受けするすべての保険の保険金合計額は 1,000万円以内です。
- ③ 同一の保険契約者についてお引受けするすべての保険の保険金合計額は10億円以内です。

9 個人情報の取扱いについて

注意喚起情報

当社の個人情報の取扱いについては以下のとおりとさせていただきます。

個人情報の適正な取得当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

② 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報(個人番号および特定個人情報を除く)を、以下の目的に必要な範囲で利用します。

- (ア)保険業務および付帯・関連するサービスの販売・案内・提供(保険契約の引受審査、維持・管理、 査定業務等)
- (イ) 当社グループ会社・提携先企業会社とその関連会社の商品・サービス・イベントキャンペーン・セミナー等に関する情報の案内
- (ウ) 市場調査およびデータ分析やアンケート等による保険商品や関連するサービス等の研究・開発
- (エ)再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (オ) お問合せ・依頼等への対応、その他お客さまとの取引を適切かつ円滑に履行するため

❸ 個人データの第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データ(個人番号および特定個人情報を除く)を提供しません。

- (ア)法令に基づく場合
- (イ) 当社の業務遂行上必要な範囲で、保険代理店、動物病院等の業務委託先に提供する場合
- (ウ) 当社のグループ会社および提携先企業とその関連会社との間で共同利用を行う場合

🔼 個人データおよび特定個人情報等の取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データおよび特定個人情報等の取扱いを外部に 委託することがあります。当社が外部に個人データおよび特定個人情報等の取扱いを委託する場合に は、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

- (ア)保険契約の募集に関わる業務
- (イ)損害調査に関わる業務
- (ウ)情報システムの開発・保守・運用に関わる業務
- (エ)支払調書等の作成および提出に関わる業務
- (オ)個人番号関係事務に係る業務

10 ご相談・苦情に関するお問合せ窓口

お客さま ご相談窓口

0120-850-076

携帯電話・PHSからもご利用いただけます

※受付時間:平日のみ/9:00~18:00

11 支払時情報交換制度

弊社は、(社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、(社)日本少額短期保険協会ホームページ (http:www.shougakutanki.jp/)をご参照ください。

12 指定紛争解決機関

注意喚起情報

当社との間で問題を解決できない場合には、以下の指定紛争解決機関にご相談することができます。

一般社団法人 日本少額短期保険協会 「少額短期ほけん相談室」 TEL:0120-82-1144 / FAX:03-3297-0755

【受付時間】9:00~12:00、13:00~17:00

【 受 付 日 】 月曜日から金曜日(祝日ならびに年末年始休業期間を除く)

[U R L] http://www.shougakutanki.jp/general/consumer/consult.html